

道の駅導入施設検討ワークショップ運営支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、道の駅導入施設検討ワークショップ運営支援業務委託のプロポーザル方式による委託先の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 業務名称 | 道の駅導入施設検討ワークショップ運営支援業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添「道の駅導入施設検討ワークショップ運営支援業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 契約者 | 綾瀬市 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで（予定） |
| (5) 契約限度額 | 5,841,000円（消費税及び地方消費税込み） |
| (6) 支払方法 | 契約満了後の一括支払い |

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 綾瀬市入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止がされていないこと。
- (3) 過去3年間において、公租公課の滞納がないこと。
- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項の規定に違反していないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (7) 過去10年以内に本業務と同種業務の実績（道の駅あるいは地域交流拠点の整備・運営の検討に関わるワークショップを実施した業務）があること。
- (8) 神奈川県内に本社あるいは支店（県内に登記がある事務所）があること。

4 実施スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

内容	期間等
実施要領等の公表 (市ホームページ等に掲載)	令和6年4月16日(火)
質問の受付(電子メール)	令和6年4月23日(火) 17時まで
質問への回答(ホームページ上で公開)	令和6年4月26日(金) までに回答
参加申込書等の提出 (持参もしくは郵送)	令和6年4月30日(火) ~ 5月10日(金) 17時まで(必着)
提案書等の提出 (持参もしくは郵送)	令和6年5月15日(水) ~ 5月22日(水) 17時まで(必着)
一次審査	令和6年5月23日(木)
二次審査	令和6年5月31日(金)
選定結果の通知・公表	令和6年6月 5日(水) 以降
契約締結(予定)	令和6年6月12日(水)

5 質問の受付

本件に関し質問がある場合は、次のとおり所定の様式を提出すること。

(1) 受付期間

4 実施スケジュールのとおり

(2) 提出方法

「質問票(様式1)」を電子メールに添付する方法で提出。メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、メール送信後は、受信確認のため、事務局へ電話連絡をすること。

(3) 回答方法

4 実施スケジュールのとおり

6 参加申込み

(1) 受付期間

4 実施スケジュールのとおり

(2) 提出方法

所定の様式を事務局宛に持参もしくは郵送で提出。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2-1, 2-2）

イ 登記簿謄本（提出3ヵ月以内に発行されたもの）

以下のウ～カの書類については、ホームページ公表前日時点でかながわ電子入札共同システムに登録している事業者は、提出不要。

ウ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する同意書
（様式3）

エ 納税証明書（直近の事業年度分）

法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3）

オ 法人市民税（都道府県民税）に係る証明書

カ 法人市民税（市町村民税）に係る証明書

※事務所が複数ある場合には、本社所在地の公官庁で発行する納税証明書

(4) 参加資格の審査について

受付後随時実施し、令和6年5月14日（火）までに事業者電子メールで審査結果を通知する。

7 提案書等の提出

(1) 受付期間

4 実施スケジュールのとおり

(2) 提出方法

提案書等に必要事項を記入し、事務局宛に持参もしくは郵送により提出。

(3) 提出書類

ア プロポーザル届出書（様式4）

イ 業務経歴書（様式5）

ウ 業務経歴書（様式5）で記入した業務実績が確認できる書類（公官庁と締結した契約書の鑑の写し、また、業務内容が特定できる書類等）

エ 業務実施体制・配置予定者調書（様式6-1～6-3）

オ 提案書（様式7）

カ その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出

(4) 提出部数等

- ・ 原本（社名等記載有） 1 部
- ・ 副本（社名等記載無） 8 部
- ・ 提案書のPDFデータ

※原本、副本はそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）したものを提出。

※参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

(5) 提案書等の作成に当たって

提案書の様式、記載事項などについては、提案書作成要領に従い作成すること。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式8）を事務局に持参し提出すること。

8 受託候補者の選定手順

綾瀬市職員で構成する「道の駅導入施設検討ワークショップ運営支援業務委託事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）で、参加事業者からの提案内容等を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 一次審査

- ア 参加事業者から提出された提案書等に対し、評価基準に基づき、事務局で一次審査を実施する。
- イ 参加事業者が4者以上の場合は、一次審査結果の上位3者を二次審査の対象とする。
- ウ 一次審査結果は、令和6年5月24日（金）17時までにすべての参加事業者へ電子メールで通知する。（ホームページ上での公開はしない）
- エ 一次審査通過事業者に対し、委員会による二次審査を行う。

(2) 二次審査

一次審査を通過した参加事業者に対して、次のとおり二次審査を実施する。

- ア 4 実施スケジュールに記載されている日程で実施し、場所は市役所会議室にて実施する。ただし、市の都合により変更する場合がある。一次審査の結果とともに電子メールで詳細を通知する。出席者は管理責任者となる者を含めて3名以内とする。
- イ 提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションは、本業務の管理責任者及び担当者となる者が必ず出席すること。

- ・20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を15分程度行う。
- ・パソコンを使用する場合は、各事業者で用意すること。プロジェクター及びスクリーン、電源タップについては、事務局において用意する。
- ・委員会の各委員が提案書等とプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき採点を行い、一次審査の点数と合計する。
- ・最高点を獲得した事業者を受託候補者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。
- ・参加事業者が一人のみの場合、一次審査及び二次審査において、満点の6割以上の得点を獲得している場合には、その事業者を受託候補者として決定する。
- ・プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。
- ・資料等から社名が特定できないように注意すること。
- ・プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答の内容は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

9 評価基準

一次審査評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務内容	・仕様書の中で要求している業務内容を満たしているか。	20
	・業務内容に応じた経済的な提案額であるか。	10
業務実績	・同種業務や類似業務（道の駅あるいは地域交流拠点、公共施設の整備・運営の検討に関わるワークショップの実施や、それらの検討体のファシリテーションを実施した業務等）の実績が豊富にあるか。	10
	・道の駅あるいは地域交流拠点の計画策定業務や設計業務の実績があるか。	10
	・県内の産業振興に関する計画策定や分析業務の実績があるか。	10
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理責任者、担当者に上記業務実績又は類似の業務について経験があるか。 ・適正な人員が適切な役割で配置され、円滑に業務を推進できる体制が示されているか。 	10
合 計		70

二次審査評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務理解	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅基本計画に基づき、市が目指す方向性を理解し、業務内容、目的を踏まえているか。 ・現状の課題と本業務の成果の方向性が明確に示されているか。 	10
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を確実に遂行するための十分な人員体制、市との連携体制が確保されているか。 	10
遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・各提案内容のスケジュール管理体制について、明確かつ具体的に構成されており、実現性に無理はないか。 ・業務フローが適切に示されているか。 	15
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なコンテンツに関する仮説設定のアプローチや想定しているコンテンツの提案が適切か。 ・ヒアリング対象者の選定方法や実現性について提案が適切か。 ・ワークショップの開催方法について具体的な内容が示されており、必要な検討事項を引き出せる提案となっているか。 ・ワークショップ各回の実施後の取りまとめについて、効果的に外部に実施状況や成果を示すための方策の提案があるか。 ・綾瀬の道の駅に必要と考えられる具体的な施設、コンテンツについて調整、検討するための方法、方策が示されているか。 ・設計に向けた与件の取りまとめ方の提案は適切か。 ・基本図（平面図及び鳥瞰図）作成に向けた説明があるか。 	60
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を効果的かつ効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。 ・事業者の経験と実績による強みを生かした提案となっているか。 ・本市にとって付加価値となる追加提案等があるか。 ・質疑に対する補足説明が明確で、専門性の高い、論理的な説明ができているか。 ・本業務への意欲が伝わってくるか。 	35
合 計		130

10 結果通知

令和6年6月5日（水）以降に、すべての二次審査参加者にプロポーザル審査結果通知書により通知するほか、本市のホームページ上で公開する。なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

1.1 契約の締結

審査の結果により、最高得点者が受託候補者となり、業務の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が不調になった場合、次順位である者を受託候補者として契約交渉を行うことができるものとする。

1.2 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

1.3 その他留意事項

- (1) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 本件に参加する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、公表等のために必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。(綾瀬市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある。)
- (8) 提案書の記述に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、参加者が負うものとする。
- (9) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

1 4 事務局 (問い合わせ先)

綾瀬市 都市部 道の駅整備推進室 道の駅担当 (綾瀬市役所事務棟 5階)

所在地 : 〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 5 5 0 番地

電 話 : 0467-70-5662 (直通)

F A X : 0467-70-5703

E-mail : wm.705662@city.ayase.kanagawa.jp